

京都市教育委員会教育長告示第11号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市北区図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成26年10月6日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

休館する期間 平成26年11月1日（土）から同年12月25日（木）まで

（教育委員会事務局生涯学習部）